

■寄居町独自事業 ひとり親家庭等臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、学校等の臨時休業や保護者の就労環境等の悪化により、日常生活への経済的な影響が出ています。町では、独自の緊急対策として、児童扶養手当の受給者およびひとり親家庭等医療費受給者の世帯に対して、ひとり親家庭等臨時特別給付金を支給します。

▶給付対象世帯

①児童扶養手当受給者の世帯

基準日（令和2年5月1日）時点で、寄居町に居住している世帯
 ※同年3月分の児童扶養手当受給世帯
 （3月で高校を卒業した児童を含む）は対象
 ※基準日において、現況届未提出の世帯は対象外

②ひとり親家庭等医療費受給者の世帯

基準日（令和2年5月1日）時点で、ひとり親家庭等医療費の受給対象となっている世帯
 ※同年3月分の児童扶養手当受給世帯
 （3月で高校を卒業した児童を含む）は対象
 ※基準日において、現況届未提出の世帯は対象外

▶給付額

各世帯一律 **5** 万円
 第2子以降の児童1人につき **2** 万円を加算
 （例：母親1人・児童2人の世帯 7万円）

▶給付方法

申請は不要です。児童扶養手当またはひとり親家庭等医療費の登録口座に振り込みます。

▶振込日／ **6** 月 **10** 日(水)

☎ 子育て支援課 ☎ 581・2121内線203・204

■子育て世帯への臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、子育て世帯の生活を支援するため、児童手当を受給する世帯に臨時特別給付金を支給します。

▶給付対象児童

- ①令和2年4月分児童手当の支給対象となる児童
 - ②令和2年3月分児童手当の支給対象となる児童のうち、令和2年3月に中学校を卒業した児童
- ※所得制限額を超過している特例給付の受給者は対象外です。

▶申請方法／原則として申請は不要です。給付金の受給を希望しない場合は、子育て支援課へご連絡ください。

※公務員の方は申請が必要ですので、所属庁へお問い合わせください。

▶給付額／対象児童1人につき **1** 万円

▶給付方法／児童手当を受給している登録口座に振り込みます。

※児童手当の登録口座が解約等されている場合、給付金の支給ができませんので、登録口座の変更手続きをお願いします。

▶振込日／ **6** 月 **22** 日(月)



☎ 子育て支援課 ☎ 581・2121内線203・204

■おうちdeまるちえ開催中

～テイクアウトスタンプラリー～

寄居町商工会と株式会社まちづくり寄居では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、外出自粛によって大きな影響を受けている町内の飲食店を応援する取り組み「おうちdeまるちえ スタンプラリー」を実施しています。テイクアウトを行っている商工会員の飲食店が対象で、期間中にスタンプを5つ集めると、景品がプレゼントされます。

専用の台紙は各店舗、商工会、役場等に備え付けてあります。参加店等の確認は、情報サイト「寄居町飲食店テイクアウト&デリバリー店舗情報」をご覧ください。



☎ 寄居町商工会 ☎ 581・2161

新型コロナウイルス感染症関連情報

町内施設の再開について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため休館・休業していた施設を、6月1日(月)から再開しました。各施設ごとに利用方法が異なりますので、詳しくは各担当課へお問い合わせください。そのほかの施設等の再開については、順次、町公式ホームページ等でお知らせします。

☎ 寄居町役場 ☎ 581・2121 (代表)

施設名	担当課名・問い合わせ
鉢形財産区会館、用土グラウンド	財務課 ☎内線322・324
障害者交流センター	健康福祉課 ☎内線121・122
立ヶ瀬集会所、用土集会所、用土第2集会所	人権推進課 ☎内線411・412
男衾クリーン広場	生活環境エコタウン課 汚泥再生処理センター ☎582・0715
農業ふれあいセンター	農林課 ☎内線401・402
勤労福祉センター（よりの会館）、三ヶ山体育館	商工観光課 ☎内線451・452
各コミュニティセンター（西部・桜沢・折原・鉢形・男衾・用土）、生涯学舎（やまとびあ風布）、無腸庵（むちょうあん）、総合体育館・アタゴ記念館、弓道場、寄居運動公園、カタクリ体育センター	生涯学習課 ☎内線532・533
中央公民館※2日(火)から再開	☎581・2662
町立図書館※2日(火)から再開	☎580・1888
鉢形城歴史館・寄居町埋蔵文化財センター※2日(火)から再開	☎586・0315

特別定額給付金の申請について

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、1人につき10万円の「特別定額給付金」が支給されます。手続きは、窓口での混雑を避け、感染拡大を防止するため、郵送またはオンラインでの申請にご協力をお願いします。

▶給付対象者／基準日（令和2年4月27日）時点で、住民票が寄居町にある方

▶給付額／対象者1人につき **10** 万円

▶申請方法／感染拡大防止のため、申請書の受付については対面となる窓口対応は避け、主に次の2種類の方法とします。

①郵送による申請

既に各世帯に郵送しました申請書に必要事項を記入し、振込先口座の確認書類（通帳等の写し）と、申請者となる世帯主の本人確認書類（運転免許証、健康保険証等の写し）を添付し、同封の返信用封筒（切手を貼る必要はありません）で郵送してください。

※申請書がまだ届いていない場合は、総合政策課までお問い合わせください。

②オンラインによる申請（マイナンバーカードを所有している方が利用可能）

インターネットからマイナポータルにアクセスし、必要事項の入力と振込先口座情報をアップロードしてください。
 ※マイナンバー読取対応のスマートフォン、またはICカードリーダーを備えたパソコンが必要です。

▶申請期間／ **8** 月 **18** 日(火)まで

※郵送申請の場合は当日の消印有効

▶給付金の振り込み／5月下旬から順次、給付金の振り込みを行っています。振り込みの前には振込予定日と支給額等を記載した「特別定額給付金支給決定通知書兼振込予定通知書」を町から郵送します。申請書に記載された振込先口座に世帯全員分の給付金を振り込みます。

☎ 総合政策課 ☎ 581・2121内線461・462